

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和 8 年 9 月 2 日（水）

午前 9 時から

場 所 第 1 委員会室

～審査内容～

- 1 議案第 5 5 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
(税務)
- 2 議案第 5 6 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
について
(税務)
- 3 議案第 5 7 号 山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
(市活)
- 4 議案第 6 1 号 山陽小野田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
の制定について
(教総)
- 5 議案第 6 2 号 物品の購入について
(学教)
- 6 その他

議案第 5 5 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、順次施行されること等に伴い所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 市民税関係

①公益信託制度の見直しに伴うもの【第 34 条の 7 第 1 項、附則第 4 条の 2（令和 9 年 1 月 1 日施行）】

寄附金税額控除について、関連する山口県税賦課徴収条例の改正に伴い改めるもの

認可行政庁：山口県知事又は山口県教育委員会 ⇒ 山口県知事

控除対象：金銭 ⇒ 公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

※公益信託とは、委託者が公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度のこと

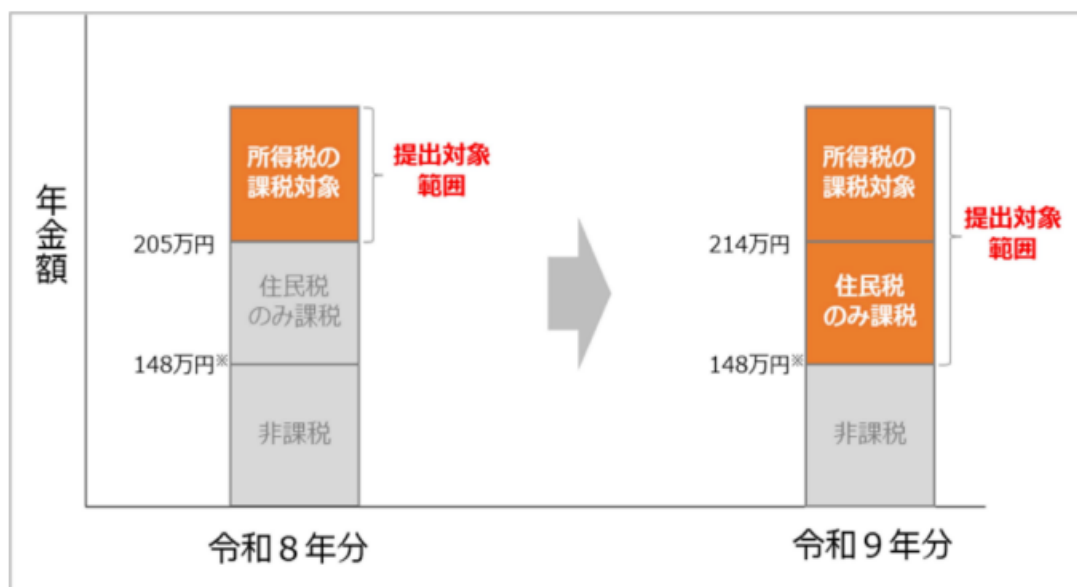
②復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴うもの【第 34 条の 7 第 2 項、附則第 7 条の 4 の一部、附則第 9 条の 2（令和 10 年 1 月 1 日施行）】

寄附金税額控除を算出する際に、所得税及び復興特別所得税を加味しているが、令和 8 年度税制改正により、復興特別所得税の税率引下げ（税率 2.1%⇒税率 1.1%）及び期間延長（令和 19 年まで⇒令和 29 年まで）並びに防衛特別所得税（税率 1%）の創設に伴い地方税法の引用条文を改めるもの

③公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴うもの【第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3（令和9年1月1日施行）】

所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者であっても、一定の者は申告することとするもの

扶養親族等申告書の提出対象の範囲拡大イメージ（65歳以上の方の場合）



* 日本年金機構HP抜粋

④特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除特例（セルフメディケーション税制）の適用期限延長等に伴うもの【附則第6条（令和9年1月1日施行）】

適用期限について、スイッチOTC医薬品については撤廃し、それ以外の医薬品については令和13年12月31日までに延長するもの

※スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）からドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品のこと

⑤個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長に伴うもの【附則第7条の3（令和9年1月1日施行）】

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとするもの

⑥特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴うもの【附則第 7 条の 4 の一部、附則第 19 条の 3（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 6 4 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日施行）】

暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、暗号資産取引等に係る課税の見直しが行われたため所要の整備を行うもの

課税方法 : 総合課税 ⇒ 分離課税

課税内容 : 所得税 5 ～ 4 5 % ⇒ 所得税 1 5 %

県民税 4 % ⇒ 県民税 2 %

市民税 6 % ⇒ 市民税 3 %

その他：特定暗号資産取引において、損益通算・繰越控除が 3 年間可能
※特定暗号資産とは、暗号資産のうち、その名称が金融商品取引業登録簿に登録されているものその他一定の暗号資産のこと

⑦優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴うもの【附則第 17 条の 2（令和 10 年 1 月 1 日施行）】

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に、当該土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存するときには、特例措置が適用できないこととするもの

※令和 8 年 3 月 3 1 日付け専決処分により、適用期限延長（令和 8 年度まで⇒令和 1 1 年度まで）

(2) 固定資産税関係

①免税点の見直しに伴うもの【第63条（令和9年4月1日施行）】

土地：30万円 ⇒ 30万円（据置）

家屋：20万円 ⇒ 30万円

償却資産：150万円 ⇒ 180万円

※免税点とは、課税標準の額が一定の額に満たないものについては、課税をしないもの

②地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の割合を定めるもの【附則第10条の2（公布の日施行）】

・バリアフリー改修が行われた建築物に係る特例措置

対象資産	法に定める減額割合 （法改正前）		法に定める減額割合 （法改正後）	条例に定める減額割合
バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂※	3分の1		3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下	3分の1

※令和8年3月31日付け専決処分により、対象となる建築物を劇場・音楽堂等に加え、博物館・美術館、映画館等の文化施設を含む特別特定建築物に拡大

・再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置

対象資産		条例に定める 特例割合 (改正前)	法に定める 特例割合 (法改正後)	条例に定める特 例割合
太陽光発電	1000kW 以上	4 分の 3	2 分 の 1 を 参 酌 し て 3 分 の 1 以 上 3 分 の 2 以 下	2 分の 1 ペロブスカイ ト太陽電池設 備のみ
	1000kW 未満	3 分の 2		
風力発電	20kW 以上	3 分の 2	5 分 の 3 を 参 酌 し て 2 分 の 1 以上 1 0 分 の 7 以下	5 分の 3 洋上（海洋再 エネ整備法）
	20kW 未満	4 分の 3		
バイオマス 発電	10000kW 以上 20000kW 未満 （下記以外）	3 分の 2	除外	
	10000kW 以上 20000kW 未満 （一般木質・ 農作物残さ）	7 分の 6	除外	
	10000kW 未満	2 分の 1		
地熱発電	1000kW 以上	2 分の 1		
	1000kW 未満	3 分の 2		
水力発電	5000kW 以上	4 分の 3		
	5000kW 未満	2 分の 1		

2 分 の 1 を 参 酌 し て 3 分 の 1 以 上 3 分 の 2 以 下		2 分の 1 ペロブスカイ ト太陽電池設 備のみ
5 分 の 3 を 参 酌 し て 2 分 の 1 以上 1 0 分 の 7 以下		5 分の 3 洋上（海洋再 エネ整備法）
3 分 の 2 を 参 酌 し て 2 分 の 1 以 上 6 分 の 5 以 下	3 分の 2 洋上（港湾法） 陸上（温対法） 陸上（農山漁 村再エネ法）	
除外		
除外		
	2 分の 1	
	2 分の 1	
	3 分の 2	
	4 分の 3	
	2 分の 1	



議案第 5 6 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたもののうち改正を要するもの等について、改正を行うもの

2 主な改正内容

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の割合を定めるもの
【附則（公布の日施行）】

バリアフリー改修が行われた建築物に係る特例措置

対象資産	法に定める減額割合 (法改正前)		法に定める減額割合 (法改正後)	条例に定める減額割合
バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂※	3 分の 1		3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下	3 分の 1

※令和 8 年 3 月 31 日付け専決処分により、対象となる建築物を劇場・音楽堂等に加え、博物館・美術館、映画館等の文化施設を含む特別特定建築物に拡大

山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

1 条例の概要

「認可地縁団体」とは、自治会等が、市長の認可を受けて『法人格』を取得した団体であり、法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体の名義で土地や自治会館などの不動産を登記したり、団体の活動に必要な財産を団体名義で所有、借用したりすることが可能となる。

本条例は、認可地縁団体が登記手続き等を行う際に必要となる、認可地縁団体としての印鑑の登録及び証明に関する事項を定めたもの。

2 改正理由

現条例では、第 4 条の規定により、認可地縁団体印鑑の登録申請があった際には、申請内容を審査するにあたり、地方自治法施行規則第 21 条第 2 項の規定により作成された地縁団体台帳の記載事項等と照合することになっている。このたび、地方自治法施行規則が一部改正され、地縁団体台帳を作成する根拠となる規定が、同施行規則第 21 条第 2 項から第 18 条の 3 第 1 項に変更される。

これにより、当該条例の第 4 条において、申請内容の審査に使用する地縁団体台帳を作成する根拠として同施行規則から引用している条に条ずれが生じることから、所要の改正を行う。

3 改正内容

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改正

4 施行日

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に合わせるため、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

5 その他（地方自治法施行規則の一部改正の概要）

（１）市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示については、代表者等の住所を告示することを廃止することとする。等

（２）省令施行日：令和 8 年 10 月 1 日

1 財産の取得理由

令和 2 年度に国の G I G A スクール構想に基づき整備した、児童生徒用の学習者用端末を更新するために、新たな端末を購入するもの。端末の耐用年数や国の更新計画を踏まえ、計画的な更新を進めており、令和 8 年度は、中学校の全生徒分を対象としている。

2 購入機器の概要

(1) GIGA スクール用端末 ChromeOS (コンバーチブル型)

1, 6 8 9 台 (予備機 2 2 4 台含む)

【参考】購入機器

(2) 主な仕様

OS	Ch r o m e O S
C P U	インテル® プロセッサー N150
メインメモリ	4 G B
ストレージ	64GB eMMC
ディスプレイ	1 1 . 6 型タッチパネル
通信機能	W i - F i 6 E
タッチペン	パッシブペン、ペンシルタッチ機能

高い堅牢性とメンテナンス性を両立したマルチモード 2-in-1

**Lenovo 500e
Chromebook Gen 4s
(Light)(11.6型 Intel)**



3 調達方法について

G I G A スクール構想第 2 期に向けた 1 人 1 台の学習者用コンピュータの調達において、国は都道府県が創設した基金を活用した共同調達を補助要件としている (2 ページ目下段「補助端末のスキームイメージ」)。

これを受け、山口県が設置した「山口県教育 ICT 推進協議会」より県内市町の学習者用コンピュータの仕様や共同調達の実施方針が示され、山陽小野田市はこれに参加したもの。

なお、共同調達の実施にあたっては、業者の選定方法は山口県による公募型プロポーザルが採用されており、山陽小野田市はこれにより選定された業者と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき仮契約を締結している。

4 契約の相手方等について

件 名	GIGA スクール用端末 ChromeOS (コンバーチブル型)
見積書提出日	令和 8 年 6 月 2 9 日
仮契約日	令和 8 年 7 月 1 日
納入期限	令和 9 年 2 月 2 6 日
相手方	株式会社大塚商会 広島支店
仮契約金額	9 2, 8 9 5, 0 0 0 円
単価 (台)	5 5, 0 0 0 円 (MDM, 配送, キットング含む)

【参考】山口県による共同調達に係るプロポーザル審査経過

- (1) プロポーザル公告、募集開始
令和 8 年 2 月 2 0 日
- (2) Chrome OS 審査会プレゼンテーション審査
令和 8 年 4 月 1 5 日
- (3) 参加者 2 者
- (4) 選定結果通知 (最優秀提案者の決定)
令和 8 年 4 月 2 1 日
- (5) 1 台あたりの単価【MDM, 配送, キットング含む】
55,000 円
- (6) 参加自治体 (7 団体)
山陽小野田市、山口市、岩国市、周南市、周防大島町、和木町、平生町

5 GIGA第2期（令和7・8年度）端末整備および調達概要

年度	対象・内容	購入総数	内訳	単価（税込）	契約金額（税込）
令和8年度（本議案）	中学校分整備	1,689台	生徒用 予備機 1,445台 224台	55,000円	92,895,000円
令和7年度（実績）	小学校分整備	2,691台	児童用 予備機 2,669台 22台	55,000円	148,005,000円

6 GIGA第1期（令和2～6年度）端末整備および調達概要

年度	対象・内容	購入総数	内訳	単価（税込）	契約金額（税込）
令和2年度	小中学校分整備	5,340台	児童生徒用 4,691台 教員用 予備機 405台 244台	端末 41,870円 ソフト 22,040円	341,279,400円
令和4～6年度	予備機整備	294台	－		14,469,400円

総購入数	累計故障台数	保護者負担修理	完全廃棄対象	現在管理台数
5,634台	634台	80台	554台	5,080台

（内訳）

生徒用端末	児童用予備機	生徒用予備機	教員用端末	教員用予備機	市教委保管
1,445台	510台	283台	397台	54台	2,391台

端末補助のスキームイメージ（前回と今回の比較）

留意事項（令和6年8月5日）
別添4

	前回	今回
	単年度予算	基金
スキーム	国：補助事業 都道府県：市町村分の取りまとめ・都道府県分の申請 市町村：都道府県を通じて国の補助事業に申請	国：基金造成経費を都道府県に交付 都道府県：基金造成・補助事業創設 市町村：都道府県の補助事業に申請
補助対象	端末本体、 運搬費、設置・据え付け費	端末本体※1（予備機※2含む）、 運搬費、設置・据え付け費 ※1 端末本体と一体的に整備される場合に補助対象となるものあり ※2 修理や保守に係る負担軽減の観点から、15%分の予備機を 補助対象
対象数量	児童生徒数の2/3 ※残りの1/3の児童生徒の台数分の整備に必要な経費は地方財政 措置	全児童生徒数＋予備機（上限15%）
補助率	定額 （1台当たり上限4.5万円）	補助対象経費の2/3（定率補助） （1台当たり上限5.5万円） ※自治体ごとの事業総額の2/3を補助、残りの1/3の経費は自治 体負担（地方財政措置）
補助要件等	児童生徒数の1/3（地方財政措置分） の整備を求めている	補助要件： ・ 共同調達会議への参加 ・ 共同調達による端末の調達 ・ 最低スペック基準を満たすこと ・ 教員数分の指導者用端末の整備 ・ 児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機 能の整備 ・ 各種計画の策定・公表